

会議名称		平成28年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日時		平成28年5月26日(木) 14時00分から15時52分まで
場所		杉並区役所 第5・6会議室 (西棟6階)
出席者	委員	茶谷会長、石川委員、井上委員、大澤委員、小林(陽一)委員、斎藤委員、柴田委員、三田委員、山崎委員、吉田委員、大泉委員、河津委員、川野委員、小林(ゆみ)委員、富田委員、渡辺(富士雄)委員、佐藤委員、新保委員、長谷川委員、渡邊(紀明)委員
	実施機関	日暮健康推進課長、手島人事課長、末木国保年金課長、青木介護保険課長、小峰区民課長、河合子ども家庭支援担当課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者		0名
配布資料	事前	・資料1 平成27年度第5回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成28年度第1回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第
【会議内容】		
1 平成27年度第5回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
報告第1号	献血及び骨髄バンクドナー登録推進対策に関する業務について(変更・追加)	報告了承
諮問第1号	人事給与システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
報告第2号	年金生活者支援給付金に関する業務の登録について(新規)	報告了承
報告第3号	年金生活者支援給付金に関する業務の外部結合について(新規)	報告了承
報告第4号	国民年金システム(中央)に記録する個人情報の項目について(追加)	報告了承
報告第5号	年金生活者支援給付金システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	報告了承
諮問第2号	介護保険給付に関する業務の外部結合について(追加)	決定
諮問第3号	介護保険事務処理システム(中央)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
諮問第4号	介護保険情報伝送システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定

報告第 6 号	社会保障・税番号制度の導入に伴うシステムに記録する個人情報の項目の登録について（追加）	報告了承
諮問第 5 号	個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う事務の追加について	決 定
報告第 7 号	平成 2 7 年度杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第 5 条の規定に基づく報告	報告了承
一般報告	平成 2 8 年度住民基本台帳ネットワーク及び情報提供ネットワークにかかる業務の計画等について	報告了承
一般報告	休日母親学級受講申込者の個人情報の流出について	報告了承

会長	<p>本日はお暑い中、また御多用の中を当審議会に御出席いただきありがとうございます。ただいまより「平成 28 年度第 1 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開催させていただきます。</p> <p>はじめに、委員の変更について、事務局から説明をお願いします。</p>
情報・法務担当部長	<p>ただいま会長からお話がありましたとおり、委員の変更がありましたので御紹介させていただきます。北島委員が御都合により御退任され、新たに渡邊紀明委員をお願いすることとなりました。恐縮ですが、委嘱状を席上に配布しておりますので御確認いただきたいと思います。恐れ入ります、渡邊委員から一言頂戴できればと思います。</p>
委員	委員から自己紹介
会長	事務局の人事異動もあったようですので、お知らせください。
情報・法務担当部長	4 月に人事異動があり、異動になった職員を御紹介させていただきます。情報システム担当課長の吉川です。
会長	本日、御都合により欠席される委員を事務局からお願いします。
情報・法務担当部長	本日の会議ですが、欠席の御連絡のありました委員は横山委員です。なお、河津委員は遅れていらっしゃる予定です。
会長	<p>議題に入る前に決めておかなければならないことがございます。職務代理者であった北島委員が御退任されましたので、新しい職務代理者を選ぶ必要があります。このことは、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 4 条第 3 項に、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」と規定されておりますので、私から指名をさせていただきます。当審議会での御経験が豊富で、学識経験者としてこの分野の御見識が高い長谷川委員をお願いしたいと存じますので、皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	委員から自己紹介
会長	<p>それでは議題に入ります。本日の審議の進め方は、次第としてお配りしております。まず前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしまいたいと思います。</p> <p>初めに、資料 1「平成 27 年度第 5 回会議録」について、事務局から修正等の説明はありますか。</p>
情報政策課長	<p>修正箇所は特段ありません。なお、前回の審議会で、お決めいただきましたとおり、委員の皆様にお送りさせていただいた会議録については、御確認がしやすいよう、お名前を入れて作成しております。このあと、修正箇所などの御意見をいただき、確定をいたしましたら従来どおり、お名前を記載していない会議録を公表いたします。</p>
会長	<p>今、事務局から説明がありましたことを確認の上、お含み置きいただきたいと思います。内容について、何かございますか。なければ確定させていただきます。</p> <p>次に報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げて会長に渡す。

会長	<p>これから御検討いただきますけれども、新委員に御協力をお願いしたい点があります。本審議会は、諮問について、まず御質問だけをいただきます。諮問について、その背景や関連することなど、何でも結構ですから御質問いただいて、疑問点を皆さんで共有します。そして、御質問が出終わったあと、御意見をいただきます。諮問されたことについて、ノーだとすれば理由を御説明ください。また、イエスだが、条件を付けなければいけないとお考えの場合もあろうかと思えます。そのような御意見を賜りまして、最終的に当審議会として区長に答申をいたしますので、御協力をお願いします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>報告第1号 諮問第1号</p>	
情報政策課長	<p>報告第1号について説明する。 諮問第1号について説明する。</p>
会長	<p>それでは、まず御質問を頂戴したいと思います。どうぞ、挙手をお願いします。まず、区民の方々はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>2ページ、住民記録等の情報で印影とあります。この印影は実印でしょうか。</p>
健康推進課長	<p>申請に必要ですが、実印である必要はありません。御本人の印鑑であれば認め印でも結構だと思います。</p>
委員	<p>認め印であるということは、登録の必要性にそれほど信ぴょう性がないと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。</p>
健康推進課長	<p>助成金の申請手続については、要綱できちんと定めております。申請に当たって、申請人の意思をきちんと確認する意味でも、御印鑑をいただきたいと思っております。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>諮問第1号、職員人事・給与に関する業務で分からない記載があったので教えてください。4ページの備考欄に、「363～369は総務部人事課のみ」という記載があるのですが、これはどういった意味合いでしょうか。</p>
人事課長	<p>これまで人事評価は、紙媒体で全て管理をしていました。この項目は、昇給や任用などに反映させる基礎的な内容になります。このたび、電子計算システムを導入して自動的に計算し、効率化を図っていくための項目ということです。</p>
委員	<p>項目的には説明をいただいてありがとうございます。備考欄に「363～369は総務部人事課のみ」と書かれているのですが、何がどう人事課のみなのか分からなかったので教えてください。</p>
人事課長	<p>申し訳ございません。この項目については教育委員会のほうでも対象になっているのですが、人事評価上で使うのは人事課だけで活用させていただくという意味で人事課のみという形になっております。</p>
委員	<p>これは人事課の職員だけが入力又は閲覧するという意味でしょうか。それとも人事・給与システムの人事課職員のレコードのみに、この項目が追加されるという意味でしょうか。</p>
人事課長	<p>先ほどもちょっと申し上げましたが、この内容は教育委員会事務局のほう</p>

	でも使用可能なのですが、最終的な人事評価ということでは人事課のみで行うということで教育委員会サイドでは使いません。この記載としては、人事課だけが使用するものとして記載をさせていただいたということです。
委員	はい、分かりました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	3 ページ、職員人事・給与に関する業務です。これまで紙媒体で管理をされていたものが、今後は電子形式のままで評価を実施するという形になるという説明でした。評価をする評価者、上司も紙媒体ではなくなるということで、今まで紙になじんでいた方が、どの程度システム上のみでの評価に対応していけるのか。例えばプリントアウトして、今までのような紙で作業をしたいという方が出てくる可能性があるのかどうか。その点をお伺いします。
人事課長	確かに、紙になじんだ職員も数多くいるとは思いますが。しかし、例えば事務事業評価作成などの作業は、基本的にはほぼ電子データで処理をしております。この点については、指示が徹底できれば、電子データのみで対応可能だというように判断しているところです。
委員	今、指示が徹底できればというお言葉がありました。心配なのは、例えばこれをプリントアウトすることが可能という状況であれば、何かしらの仕事の進捗の中でこれはもうプリントアウトして家に持ち帰ってとか、それを例えば通勤電車の中に忘れてしまうというようなことが起こり得るのかどうかという意味で若干心配しています。指示が徹底できればというところは是非、オペレーションの中できちんと徹底していただかないと、ちょっとリスクがあるのかと心配するところです。そのあたりについてはいかがでしょうか。
人事課長	表現が適切ではありませんでした。申し訳ありません。これまで、紙で作業をおこなっていた勤務評定につきましても、これを外に持ち出すというようなことは一切ございませんでした。このことについて、管理職は十分認識をしておりますし、今回制度が切り替わったということについても、管理職は十分認識をしているところですので、御心配の点はないというように私どもは確信しております。
委員	ありがとうございました。
委員	3 ページの主管部課名は、総務部人事課となっておりますが、4 ページの電算入力記録票の部課名には、教育委員会事務局庶務課が入っています。このシステムは、人事課以外は使えませんかと先ほど話されていたのですが、教育委員会事務局庶務課はこのシステムについて例えば閲覧のみなのか、関係する教育関係の職員については何らかの操作ができるのか、その辺を確認します。
人事課長	確かに人事・給与システムの中にはたくさんの項目があるのですが、今回、人事評価に関する項目ですので、これについては教育委員会庶務課は一切開くこともありませんし、見ることもないということです。
委員	それでは、こちらに教育委員会事務局庶務課を載せている意味は何かあるのですか。
情報政策課長	補足して説明させていただきます。人事・給与システムは、人事課と庶務課の両課で使っております。電算入力記録票の 362 項目までは、両課で使用

	し、今回、人事評価のために追加する 7 項目は、人事課のみで使うこととなります。
委員	はい、結構です。
会長	ほかに御質問はありますか。御質問はいかがですか。御意見がないようですので、報告第 1 号については了承、諮問第 1 号については決定とさせていただきます。
会長	それでは、次の説明をお願いします。
報告第 2 号、報告第 3 号、報告第 4 号、報告第 5 号 諮問第 2 号、諮問第 3 号、諮問第 4 号	
情報政策課長	報告第 2 号、報告第 3 号、報告第 4 号、報告第 5 号について説明する。
会長	それでは、今の説明について御質問がありましたら、どうぞ。
委員	制度的な部分を教えていただきたいと思います。今回、この年金生活者給付金の支給については、消費税が 10%引き上げになったときということで作られた法律だと思うのです。私は 1 回限りの給付というようなイメージと認識していたのですが、回数や期限などはどのような状況になっているのでしょうか。
国保年金課長	年金という名前ではありませんが、低額な年金の方に上乗せして給付をするという制度です。今後、継続的に行われることとなっております。
委員	ちなみに、個人情報審議会とは関係ないのですが、定額で大体どれぐらいの金額というのは出てきますか。
国保年金課長	今、予定されているのは、月 5,000 円ですから、年間 6 万円ということになります。
委員	了解しました。システムの的に、日本年金機構とデータをやり取りするという説明を受けたのですが、年金機構のメールによる情報漏洩事件があり、こちらから情報を渡して今も本当に大丈夫なのかと不安に思っております。その辺りの年金機構側の対策等はどのようになっているのか、御存じでしたら教えていただければと思います。
国保年金課長	先ほどもお話がありましたように、データは、専用回線で国保中央会まで行き、その後、国保中央会と年金機構との間で、記録媒体を用いてデータの受け渡しをするということを、厚生労働省に確認をしております。また、セキュリティについては、この前の 100 万人ほどの個人情報の流出がありましたので、マスコミ等でも発表されているとおり、大分強化がされている状況です。
委員	セキュリティの強化と、あとはそれを扱う人がしっかりとその情報の重要さを認識して、ルールを守って、間違った操作、誤った操作を行わないような対策が必要だと思います。年金機構の場合は、区とは別の組織になりますが、公的な機関という意味では、そこはお互い情報共有をしながら連携してやっていただければと思います。これは意見です。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	この外部結合についてですが、マイナンバー法との関連は一切なしと考えてよろしいのでしょうか。

国保年金課長	今のところは、直接は関係ないということで確認をしております。
委員	今のところということは、将来的にはそういったことが想定されるという認識でよろしいのでしょうか。
会長	将来は別として、今回の報告の中に、マイナンバーの要素が入っているかどうかという視点から説明をしていただいたほうが良いと思います。
国保年金課長	この給付金につきましては、マイナンバーを使用せずに事務を行います。
会長	参考までに、マイナンバーを使うようになれば、審議会に別途報告をされると理解すればよろしいですか。
国保年金課長	国の説明では、法令等で定められた事務について、平成 29 年度の途中から情報連携を行って、所得状況などを各自治体で把握ができるようになることでした。しかし、年金のほうは、不祥事があった関係で情報連携が使えるようになるのは、もう少し先延ばしになるということです。また、この案件について、情報連携を行うかどうかは、まだ公式には発表されておられません。
情報政策課長	個人番号の追加につきましては、後ほど、御説明いたします「報告 6」のように、法令根拠ということで、別途報告させていただきます。この案件につきましても、追加になった場合は同様でございます。
委員	そうなりますと、あくまでも法のほうが優先されると理解してよろしいのでしょうか。判断する材料として、法律を優先して、例えばこの外部結合したものを活用できることが想定されますか。
会長	通常は、法令に基づく結合等については、そういう場合に報告をされていたのではないですか。
情報政策課長	追加で説明いたします。前回の審議会におきましても、個人番号を追加する業務について、報告をさせていただきました。マイナンバーの使用開始に伴い、法令に基づいて追加いたしますので、諮問ではなく、報告となります。国保年金課のこのケースについては、後日マイナンバーを使うようになったときには、その直後の審議会に報告案件として挙げさせていただきます。
委員	ありがとうございました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	6 ページの個人情報の記録の内容の所で、住民記録等の情報の中に、世帯情報というのがあります。改めて、この世帯情報を記録する目的や、どこまで詳しく記載するのが気になったのですが。
国保年金課長	給付金の支給要件として、世帯全員が非課税という項目がありますので、世帯員を特定して、その全員が非課税かどうかという確認をするためです。
委員	ありがとうございました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	5 ページの一番下のセキュリティ対策の項目ですが、「業務情報の操作権限は、業務に必要な職員に限定し」とあります。限定というと、職員をかなり絞り込んでいるのかなと思うのですが、この文面を見ると非常に抽象的で、国保年金課の正職員の大半がこの権限を持つと考えてよろしいのでしょうか。

国保年金課長	職員の ID、パスワードで制御しており、国民年金係の一部の職員がこれに対応する形になります。
委員	課の職員で、ID、パスワードを持っていない職員はいらっしゃるのですか。
国保年金課長	国保年金課については、ID、パスワードは全員持っていて、それぞれの業務ごとに、操作・閲覧が制限される形になっております。
委員	ありがとうございました。
会長	ほかに御質問はありますか。では、御意見はありますか。
委員	先ほどの御説明にもありましたが、日本年金機構と東京都国民健康保険団体連合会との間の部分は、通信ではなくて媒体になるというようなお話でした。御案内かもしれませんが、杉並区は住基ネットにおいて媒体移送を行う場合には 2 回に分けることで、移送途中の事故があってもデータが絶対漏れないような対策を杉並区自身がとっているわけです。これについて、日本年金機構と東京都国保連合会の間に関してのセキュリティ対策がどうなっているのかを、要請はできないような気がするのですが、確認ぐらいはしておいてもいいかなとは思いますが。ただ、要請ができるのであれば、本来は要請すべきだと思います。1,800 自治体があるので、あちらこちらからのいろいろな要請を受けるというのが現実的でないとするれば、意見だけはしておきます。ちょっとそこが曖昧ではあるのですが、私としては杉並区としては要請をしたほうがいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。
会長	それは、記録媒体の管理の適正化について、しっかりやってくれという要請ですか。ちょっと、御説明の意味が分からなかったのですが。
委員	しっかりやってくれというよりは、杉並区がやっているレベルと同程度にしてくれという要請です。それよりも弱いレベルでは、本来つじつまが合わないと思います。
会長	他の地方自治体が 1,800 強ありますが、そこも杉並区と同じレベルに上げるように要請しようと。
委員	違います。日本年金機構と東京都国保連合会との間の部分だけです。
会長	日本年金機構と東京都国保連合会の間ですか。
委員	そういう御指摘であれば、極端に言えば、最低限杉並区の間だけでもそうしてくださいということかもしれませんが。
会長	ちょっと具体的に。日本年金機構と東京都国保連合会との間の記録媒体のやり取りについて。
委員	杉並区が取っている対策と同程度のことをしてくださいという要請です。
会長	他の市町村に対してですか。
委員	いいえ。日本年金機構と東京都国保連合会の間に対してですね。
会長	杉並区が現在やっているというのは、どことこのことをおっしゃっているのですか。
委員	杉並区から東京都国保連合会まで通信でいって、東京都国保連合会から日本年金機構には最後は媒体で届くというお話でしたので、通信のところは問題ありません。日本年金機構から東京都国保連合会までの媒体の部分ですね。ですから、他の自治体の部分は正直言って杉並区としてはどうでもいいかも

	<p>しませんが。ただ、実際には仕組みとしては全部そろえるしかないと思いますので。</p>
国保年金課長	<p>説明が不十分でしたので、情報の流れについて、あらためて御説明いたします。日本年金機構と国民健康保険中央会との間が媒体による引き渡しになります。国民健康保険中央会は、各都道府県国民健康保険団体連合会のセンター組織という位置付けです。国民健康保険中央会から東京都国保連合会を経て、杉並区までは専用回線でのやり取りとなります。その辺りについて、今のデータのやり取りはどのような形で行っているかをしっかり確認させていただいて、要請をしていきたいと思います。</p>
委員	<p>それですと、どうやるかという確認は余り必要なくて、杉並区はこうしているのも同じことをやれという要請のほうがよろしいかと思います。そうしないと、多分十分安全にやっているという回答しか返ってこないと思います。あとは、どうやっているかというのは秘密ですと言われてしまうかもしれませんが、ひとまず杉並区ではこういうことをやっているのも、それと同程度のことをやってくださいという要請をしていただくほうが現実的だと思いますので、そういうやり取りをしていただければと思います。</p>
会長	<p>今の杉並区との媒体のやり取りは、都の連合会と杉並区がやっているという理解すればよろしいですか。</p>
国保年金課長	<p>東京都国保連合会というのが、東京都の 62 市町村、それ以外の国保組合などがあるのですが、その取りまとめにもなっていて、その上部が国保中央会ということで、そこで最終的に取りまとめ、機構とやり取りをしている形になっております。</p>
会長	<p>委員のおっしゃった御趣旨は理解できるのですが、杉並区と都の国保連合会が媒体でやり取りをしているレベルを、東京都と他の 60 何団体とのレベルもほぼ同じでやっていると思われるのですが、その意見を審議会として出すのならば、どのように理解をしたらいいのかが分からないのですが。</p>
委員	<p>意見ではなく確認なのですが、国保中央会と東京都国保連合会と杉並区の間は通信なのですよ。そこも媒体になってしまうのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>国保中央会と東京都国保連合会と杉並区の間は、専用回線でつながっています。</p>
委員	<p>その先が媒体ですね。</p>
情報政策課長	<p>今御指摘の内容については、国保中央会と日本年金機構との間の媒体でのやり取りについて、セキュリティ上十分に配慮するよということに要請をということで御意見を頂きましたので、それに応じて事務局と所管と調整し、対応してまいりたいと存じます。よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>何を調整するのですか。</p>
情報政策課長	<p>以前、住基ネットの関係で、媒体で情報をやり取りする際には、今、委員から 2 回に分けてとお話がありましたように、そうした方が、セキュリティ上よろしいという御意見を頂きました。様々なセキュリティ上の配慮が住基ネットでは行われてまいりました。そういったものを踏まえ、同程度のセキュリティを日本年金機構と中央会とのやり取りの中でも配慮をしていくべき</p>

	だという御意見だと存じました。そういったものを踏まえ、要請等をやってまいりたいと考えております。
会長	日本年金機構と国保中央会との間の情報のやり取りは、媒体を使ってやっている。東京都国保連合会と杉並区までは、ずっとネットワークできているという説明がありましたね。
情報政策課長	そのとおりです。
会長	そして、国保中央会と日本年金機構の間の媒体の管理について、杉並区は何を要請するのですか。
情報政策課長	住基ネットの際に配慮されたいろいろな項目があるのですが、一遍に情報の受け渡しをしないで、2回に分けて渡していくことによって、セキュリティを確保するといった配慮があったという御説明が委員からありました。杉並区は以前からそういった個人情報の保護については十分配慮してまいりましたので、そういった配慮を同じようにやっていただきたいという要請をしていくべきということです。
会長	いずれにしても、国保中央会と日本年金機構との情報のやり取りの媒体の管理について、適正を期してもらおうと。その前に実態把握をして、問題があれば指摘をしていただくという御意見だと理解してよろしいのですか。
委員	はい。そうしないと、杉並区がきちんとやっても、よそ様がきちんとやらなかったら、元も子もありません。杉並区はきちんとやっています。
会長	ただ、およそ 1,830 の自治体は、国保中央会と日本年金機構では、あまり関係がないことですよ。枝のほうですから。問題は、幹のほうがしっかりしておかなければいけないということですね。 では、時間の関係もありますので、先ほど申しましたように、国保中央会と日本年金機構の一番大事なところの媒体のやり取りについては、十分適正を期してもらおうというような意見があったということにさせていただきますようか。それでよろしいですか。
委員	はい。
会長	ほかに御意見はありますか。
情報政策課長	会長、申し訳ありません。介護保険給付に関する業務の説明がまだ済んでおりませんので、諮問第2号から諮問第4号までを情報システム担当課長から説明いたします。
会長	そうですか。それでは、まだこのグループの括りは終わっていないということですね。すみませんでした。どうぞ、お願いいたします。
情報システム担当課長	諮問第2号、諮問第3号、諮問第4号について説明する。
会長	それでは、御質問がありましたらお願いします。
委員	11 ページで、外部結合が追加という形で書かれているのですが、今までも介護保険事務処理システムと介護保険情報電送システム、外部のシステムと結合はしていたということですよ。そこから持ってくるものが、3つ追加になったという認識でいいのでしょうか。でも、新規ではないから追加という言葉でもいいのでしょうか。もう少し詳しく教えていただけますか。

介護保険課長	現在、特養などに入所している方で非課税の方については、補足給付の制度がございます。所得の判定としては、これまでは老齢福祉年金などの課税年金のみを算定としていたのですが、今年の 8 月から制度が変わりまして、遺族年金など非課税年金も含めることになるため、この 3 項目を既存のものに追加して行うものです。
委員	要するに、今までつながっていたシステムの中から、新たな情報を 3 つ手に入れると認識していいのかなと思うのですが。その場合、例えばほかの個人情報を見ちゃうというリスクなどはないのでしょうか。今回の必要な情報以外のものを見ちゃう、若しくはこちらに残してしまうというような考え方は、余りにしなくていいことなのでしょうか。
介護保険課長	既に、今もやっている業務です。ただ、要するに非課税の 3 項目だけをプラスするということですので、特にそれによって何かの個人情報を見るということはありません。
委員	了解しました。それから、少し制度の内容を確認いたします。今まで非課税の方々は、算定、所得には含まれなかったと。この非課税年金が、所得に含まれて計算するということは、結局、特定入所者介護サービス費の支給を受けるときに、負担が増えてしまうことになるのでしょうか。
介護保険課長	少し、この制度を説明いたします。第 2 段階と第 3 段階とあります。第 2 段階とは、今まで区民税非課税で本人の合計所得と課税年金収入が 80 万円以下の方。第 3 段階というのは、その 80 万円を超える方という区分でしたが、その判定の中に課税年金収入と非課税年金収入を加えた形で判定するというものです。ですから、非課税年金など、遺族年金などがある方で、もし仮にそこで 80 万円のギリギリであった方がこれを算定することによって、第 3 段階になる可能性はあります。
委員	第 3 段階になるということは、給付が減る、若しくは負担が増えることになるのですね。
介護保険課長	そういった非課税年金があって、80 万円を超える方については、委員お察しのとおり、負担が若干増えるということです。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	ある一定の年金の収入があって、それを超えるかどうかの判定というお話でしたが、既に超えていて、いわゆる非課税年金がプラスしても全く変わらないという状況の方の情報は収集しないのでしょうか。
介護保険課長	今回は、非課税の 3 項目を収集することによって、それをプラスしても一度判定するということですので、既に課税年金で 80 万円を超える方は第 3 段階にいらっしゃいますので、それが変わるということはないです。ただ、第 2 段階の方がそれを超えるかどうかのために、今回収集するというものです。
委員	質問内容は、第 3 段階の方の分に関しても収集する。要するに、全て収集するというのでしょうか。
介護保険課長	そうですね。全ての方をまず収集してみないことには判定できませんので、全て収集した上でそれを判定するということです。

委員	第3段階で超えている方は、収集しなくても検討する余地はないと思うのです。ですから、判定のために特定の方の情報を収集するのか、若しくは全部の区民の方の情報を収集するのかという質問です。
介護保険課長	今回私どもは、東京都国保連合会からデータを頂くだけで、東京都国保連合会にデータを渡しません。東京都国保連合会は、これが第2段階、第3段階かは分かりませんので、それを峻別しては送れないということです。
委員	はい、結構です。
会長	ほかにありますか。よろしいでしょうか。では、御意見はありますか。よろしいでしょうか。なければ、報告第2号から報告第5号については了承、諮問第2号から諮問第4号については決定とさせていただきます。 次に報告第6号、諮問第5号について、事務局からお願いします。
報告第6号 諮問第5号	
情報政策課長	報告第6号について説明する。 諮問第5号について説明する。
会長	御質問がございましたら、どうぞお願いします。
委員	諮問第5号です。別表に、障害者グループホーム家賃助成に関する事務とありますが、この事務を個人情報の中に組み込むということですか。
情報政策課長	障害者グループホーム家賃助成に関する事務は、法定事務の類似事務として、今回、独自利用事務について追加するものです。この事務は既に区で行っており、こちらに書かれている地方税関係情報等5つの特定個人情報は、区で既に保有している情報ですので、こういったものを活用しながら、マイナンバーでひもづけながら利用させていただくという規定になっております。これを定めることによりマイナンバーをこの事務については使えるということになるということです。
委員	そうすると、障害者の個人情報ほとんどマイナンバーのほうの情報に組み込まれていくということになりますよね。知らない間に、グループホームに入っているということ、それから区分認定を受けているということ、そういう情報が全部マイナンバーにはもう記載されているということですか。
情報政策課長	そういった情報は、区では既に保有している事務において、情報の集約とか連携を既に行っていますが、今後は、マイナンバーを付番いたしまして、ひもつけていくということです。例えば、同姓同名であっても別人という方はいらっしゃるのですが、マイナンバーは1人に1つですので、確実に同一人の情報を集約でき、効率的に行うことができます。それから、ここに書かれている情報につきまして、平成29年7月以降に情報提供ネットワークというシステムを使って、他の自治体と情報のやり取りができることになります。例えば、転入者に税情報等を、わざわざ添付書類として持ってきていただくなくても、他の自治体から取り寄せることができるということで、利用者の利便性と行政の効率化を図るということになっております。
委員	先ほどの年金のほうの、障害者基礎年金に関してもマイナンバーにはもう記載されているということですか。

情報政策課長	社会保障、税、防災に関する事務ということで、ほとんど全ての事務が今後、マイナンバーを保有することになります。日本年金機構との結合につきましては延期になっているので使わないということですが、社会保障関係は、ほぼ全て個人番号を持っているということになると存じます。
委員	すみません、はっきり分からないのですが、基礎年金はまだマイナンバーのほうには記載されていないということの判断でよろしいのでしょうか。
情報政策課長	日本年金機構の問題がありまして、延期になっているということです。
会長	よろしいですか。
委員	16 ページの説明の文章の中に「平成 29 年 7 月の情報連携開始当初から参加するためには」と書かれているのですが、当初から参加する必要性というのはどういったところなのでしょう。
情報政策課長	今お話したように、区民の方の利便性という点では、転入者等が特定個人情報が必要とする場合、他の自治体から添付資料等を取り寄せる必要がなくなります。区内で同時期にスタートして情報連携を開始するという点で、そのスタートに間に合わせるためには、区議会第 2 回定例会で条例を改正する必要がございます。利便性の向上、また効率化ということですので、なるべく当初から開始したいということで今回お諮りしているところです。
委員	ちょっと分からないのは、今回諮問を受けている障害者グループホーム家賃助成に関する事務と教育委員会の日本スポーツ振興センターによる災害共済給付に関する事務については、要するに、転入したときの、転入元からの資料を持ってくる、持ってこないとは全く関係ない話なのかなと素人ながら思うのです。今、諮問を受けているものについて、平成 29 年 7 月の情報連携当初から参加する必要性というのはどこにあるのでしょうか。
情報政策課長	要するに、この後ろに付いています特定個人情報、これについてやり取りができるようになるということです。転入者につきましては地方税関係情報等、そういったものは申請に合わせてそういった諸証明が必要になってまいります。区内に住んでいらっしゃる方でしたら、区内に情報がありますので、庁内連携の中で確認ができますが、転入者については、他の自治体からの提供が必要になります。
委員	転入した方が障害者グループホーム家賃助成を使うときに、地方税に関する情報を区のほうで引き出してくれると、そういうお話でしょうか。
情報政策課長	情報提供ネットワークを通じて、他の自治体からこちらに書いてある特定個人情報を取り寄せることができるということになります。
委員	ちなみに、転入以外に関わる部分については、どういったメリットが出てくるのでしょうか。これは他自治体とのやり取りをするために必要だということなのでしょう。
情報政策課長	区の行政事務のやり方として、類似事務と同じようなタイミングでそういった情報を収集して同時期に処理ができるという点で、効率化が図れるということです。先ほど御説明しましたように 1 人が 1 つの個人番号でひもづけられますので、同一人であるということが確実な前提で、連携ができるということからも効率化に資するということになります。

委員	一旦いいです。
会長	ではほかに。
委員	平成 28 年 4 月に施行されました条例等が記されていますが、前々回の審議会の中で、パブリックコメントが先か、この諮問が先かというような議論がなされた中で 4 月に条例改正をしなければならないということで進めてきたと思うのです。今回、拡大されたということでまたパブリックコメントとこの諮問を経て改正条例施行に向けて進めていると思うのですが、当初、4 月に急がなければいけなかった理由というのは何なのでしょう。
情報政策課長	前回、お諮りしたときには、年度内に条例を定めるべきという通知が国からありましたので、第 1 回杉並区議会定例会において、条例を制定することができるよう、手続を進めさせていただきました。国の方では、マイナポータルの実施を、平成 29 年 1 月にスタートさせる予定だったのですが、最近の通知では平成 29 年 7 月からスタートというようなことで遅れております。また、事務の事例については、追加の通知が次から次へと来ているという状況がございます。このような状況の中、2 月末になって、条例制定は 7 月末まで間に合いますという変更通知が国からございまして、それに基づきまして再調査をした結果、2 事務が追加になったということでございます。
委員	そうしますと、2 月末に国から公表されたとありますが、前回、2 月 26 日の審議会の時点ではまだ公表されていなかったということでしょうか。
情報政策課長	その時点では、区民等の意見提出手続、いわゆるパブリックコメントや、当審議会への諮問、区議会での審議など、様々な手続が進んでいる状況でしたので、こちらも把握をしておりましたが、追加の情報については、その時点では特に御紹介しないで進めてまいりました。
委員	あと、今回、4 月のパブリックコメントですが、こちらは何か意見等は、件数とか、重要なものは何か提出されていますでしょうか。
情報政策課長	4 月 11 日から 5 月 10 日まで意見を募集したところ、1 件だけ御意見を頂戴しております。基本的にマイナンバー制度に対して反対であるということで、安易に独自利用事務を進めないでほしいという御意見でした。これにつきましては、後ほど区の考え等を示しまして広報、ホームページ等で公表する予定になっておりますが、この意見に基づいて特に修正を行う予定はございません。
委員	ありがとうございました。
会長	ほかによろしいですか。ないようですね。御意見はございますか。
委員	では、簡単に意見だけ言わせていただきたいと思います。先ほどもパブリックコメントで御意見が 1 件ありましたというところで私も同意見で、マイナンバーの制度については安易にこの独自利用を広げるべきではないと思います。様々リスクや懸念のお話が上がっている中で、利便性の向上というのも区の役割ではあるのかもしれませんが、もう少しほかの、ほかのというよりも、運用状況を見て本当にリスクがないのかということも判断しなければいけない立場だと私は思うのです。そもそも、マイナンバー自体の問題は今まで言われてきていることなのでここであえて言及しませんが、今回の諮

	問には私、反対というように意見をさせていただきたいと思います。
会長	お待たせしました、どうぞ御意見をお願いします。
委員	私もこの諮問には反対という立場で意見を述べさせていただきます。区民の利便性ということですが、今回のこの利便性という意味では、どうやら転入という部分のみということ。行政事務の効率化が悪いことかといえば、必ずしもそうとは思いませんが、やはり、マイナンバーに様々どんどんひもつけられる条項が増えていくとなりますと、情報漏えい等があった場合の被害が当然、拡大ということになるわけですし、そのリスクと区民の利便性をはかりに掛けた場合、やはりリスクのほうがどうしても大きいというのが印象です。マイナンバー制度の拡大自体、そもそも問題ありと考えておりますが、特に今回、さらにまた区での独自利用の拡大というものはやはり、今、マイナンバー制度自体が予定どおりに進んでいないという、様々問題が発生している中で区の独自利用が更に拡大していくことには賛成することはできません。この諮問 5 に関して反対とさせていただきます。
会長	今、反対いただいた御意見の中で報告のほうはどうなのでしょう。報告 6 はよろしいのですか。
委員	報告に対して反対を表明して意味があるのか私も疑問なのですが。要するに、報告については了承したくはありませんという意見表明になるのでしょうか。
会長	そういう意見ですね。分かりました。
委員	はい、そのように捉えていただければと思います。
会長	ほかの委員も報告についての取扱いは、何か御意見はありますか。
委員	いや、特に。大丈夫です。
会長	同じですか。
委員	はい。
会長	分かりました。ほかに御意見はございますか。反対の意見が 2 名の委員からございましたが、他の委員からは意見がございませんので、諮問第 5 号については決定とさせていただき、報告第 6 号については了承いたします。では、次の説明をお願いします。
報告第 7 号	
区民課長	報告第 7 号について説明する。
委員	住民基本台帳に基づく報告ということで、これは「ネットワークを通じて送受信を行った事項」と記載されているのですが、それ以外に所定の事務以外での閲覧や情報提供など、そういったものについてはこの報告には載ってこないということなののでしょうか。
区民課長	条例に事務処理状況とは何かという定義がありまして、その定義にのっとった報告内容となっております。
委員	この条例は、私も見せていただいたのですが、住民基本台帳に関わる個人情報保護に関する条例の中で規定されていて、個人情報をどのように守っていくかというところで結構厳しいというか、しっかりとした条例だなと思っ

	事務処理の中で行われていない閲覧や情報提供についてはどれぐらいあったのかとか、できればそういったものも備考として知りたいと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。
区民課長	「事務事業概要」等に盛り込んで、公表しております。今後も必要な範囲で記載していきたいと思えます。
委員	あと、この条例では、第 6 条に、区長が住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的な人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、地方公共団体情報システム機構その他の関係者に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない等々、区民の個人情報を守るための条項があります。しかし、自衛隊から自衛隊のいわゆる高校というのですか、高等工科大学の募集チラシを送るために、住民基本台帳の中学 3 年生の情報を自衛隊に提供しているというので、PTA から不安の声が上がっているというのが、以前、議会でも取り沙汰されました。そういったものが本当に個人情報の保護に関する条例において適正な取扱いなのかどうかというのは、区のほうでもしっかりと認識していただければと思います。ちょっと筋が違うので、意見だけ言わせていただいて終わりとしたいと思います。
区民課長	自衛隊の閲覧につきましては、住民基本台帳法上の法令に基づく閲覧ということで、私どももそのように認識してございまして、形式的なところが整っていれば受けざるを得ないというようなことを一言申し上げさせていただきます。
会長	ほかに御質問、御意見はございますか。ないようですね。それでは、報告第 7 号につきましては了承といたします。 それでは、審議いただきました諮問事項につきまして答申をしまいたいと思います。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容の御確認をお願いします。
	(答申案文配布)
会長	案件ごとに御意見を頂戴してまいりましたので、御覧のとおり、結論をこのようにまとめさせていただきました。いかがでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。それでは、情報・法務担当部長にお渡しします。
	(答申文手交)
会長	次に、一般報告について主管課から説明をお願いしたいと思います。
一般報告	
情報政策課長	私からは資料 19 ページ、平成 28 年度住民基本台帳ネットワーク及び情報提供ネットワークにかかる業務の計画等について、御説明させていただきたいと存じます。住民基本台帳ネットワーク及び情報提供ネットワーク等特定個人情報の取扱いに係る重要事項に関わる事項については、平成 28 年 1 月から情報公開・個人情報保護審議会の所掌事項となりました。これらネットワークに係る業務の平成 28 年度の計画等について、報告させていただきます。 まず、住民基本台帳ネットワークに係るセキュリティ運用計画については、

	<p>別紙 1 を御参照ください。このうち、審議会付議事項としては、7月の第2回審議会で、住基ネットセキュリティ評価実施計画の事前点検の諮問をいたします。また、12月の第4回審議会においては、住基ネットセキュリティ評価実施結果の妥当性評価について諮問を行う予定です。いずれも評価いただく内容が詳細となっておりますので、事務局としては審議会条例第7条の2に基づき部会を設置し、内容の精査を頂き、その内容については次回審議会において諮問の答申を頂くことが適当と考えております。</p> <p>それ以外については、計画等の報告案件となっております。5月の「平成27年度の業務実績等の報告」は、先ほど、「報告7」として、御報告させていただきました。7月の第2回審議会では、総務省より提出指示のあるセキュリティチェックリストについて、提出内容の報告をさせていただきます。また、本チェックリストについては、国からの提示時期が年度により異なりますので、本報告は第3回に変更となることもあります。</p> <p>情報提供ネットワークについては、別紙2で示すスケジュールを御覧ください。地方公共団体の情報連携開始が平成29年7月の予定となっております。本年度は国及び地方公共団体等による情報提供ネットワークシステムとの連携テスト・総合運用テストを踏まえて、詳細な運用規程が定まることとされております。従いまして、2月に行われる本年度の第5回審議会において、区の運用・監視体制を定めて御報告を行う予定としております。</p>
<p>会長</p>	<p>御質問はありますか。よろしいですか。では、この報告については了承といたします。もう1件の一般報告をお願いします。</p>
<p>一般報告</p>	
<p>子ども家庭支援担当課長</p>	<p>報告に先立ち、今回の個人情報の流出の件については、関係者の皆様、休日母親学級を御利用されている皆様に、多大な御迷惑と御心配をおかけしたことをお詫びいたします。申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、休日母親学級受講申込者の個人情報の流出について御報告いたします。概要としては、本年3月24日午後0時11分頃、休日母親学級の運営委託事業者である公益社団法人誕生学協会が、休日母親学級の申込みのあった区民6名に対してメールで受付完了の連絡を送った際に、誤ってそのうちの1名の方の情報を付けたまま、全員に送信してしまったものです。同日の午後2時頃、そのほかの情報を含んだメールを受信した5名のうちの1名から事業者から連絡が入って、今回の流出の件が判明したもので、その後、事業者から区に報告がありました。</p> <p>流出した個人情報は、休日母親学級受講申込者の情報1名分です。内容については氏名、住所、電話番号、メールアドレス、出産予定日の5点です。区の対応としては、事故の謝罪ということで、まずは当日に流出した個人情報の御本人に対して、謝罪と経過説明を行うとともに、誤送信先の他の5名の方に対しても謝罪とメールの削除の依頼を行いました。その後、4月1日に御本人に直接お会いして謝罪し、誤送信先の5名の方がメールを削除したことを確認した旨の確認書をお渡ししております。週が明けて4月4日に御本人の了承を得て、報道機関への情報提供を行いました。</p>

	<p>今後の再発防止策等です。事業者に対しては、受講申込者にメール返信をする際、必ず個人ごとにメールを作成して、複数で内容なども確認をしてから送信等を行うこと。それから、これまでも行ってはいるところですが、改めて従事者全員に個人情報保護に関しての研修などを実施して、個人情報の保護の徹底を図ったところ。私からの報告は以上です。申し訳ございませんでした。</p>
会長	<p>ただいまの件について御質問、御意見がありましたらどうぞ。</p>
委員	<p>こういう事故はどうしても絶えないということで、ヒューマンエラーというのは防ぎ切れないものなのかと思っています。運営委託事業者のほうで誤って、メールにはほかの方の情報を含んだまま送ってしまったということですが、この運営委託事業者のメールの運用規則といったものを、区のほうでは把握していない、若しくは指導等もしていないという状況なのでしょうか。</p>
子ども家庭支援担当課長	<p>メールの送信方法については、当然個人情報を送らないことが前提です。申込みの際には、個人情報を書いて申し込まれるのですが、当然その部分は削除した上で、その方に必要な情報を返信するというのを伝えています。</p>
委員	<p>例えば、杉並区では外部とメールのやり取りをするときに、上司にカーボンコピー、いわゆる「CC」を付けて送付するという決まりがあると思うのです。委託事業者に指導していく中で、杉並区では、このような基準で個人情報の取扱いを行っているの、そういうものに倣ってやってくれませんかということも、言えなくはないのかなという気はするのです。その辺りについての対応は今回のような件をきっかけに、今後図っていくというお考えはありますか。</p>
子ども家庭支援担当課長	<p>今回の事故をきっかけとして、改めて区のメールの送信の仕方などもありますので、そういうところの説明をした上で、今後このようなことが二度とないような形で、改めて周知徹底を図っていきたいと思っています。</p>
委員	<p>それと、今回のような事故は、単に当事者のみの問題とするのではなく、ほかにも様々ある運営委託事業者に対して、固有名詞を出す必要はないまでも、こういう事故がありました、改めて皆さん方も含めて、もう一度ルールの見直しなどを徹底してくださいということで、事故情報の共有をすることで再発防止に努めるという姿勢も大切だと思うのです。その辺りはいかがでしょうか。</p>
子ども家庭支援担当課長	<p>今、区民の方からメールでの申込みを行っているのは、この事業だけですけれども、今回このよう事故がありましたので、同じようなことは少なからず起こり得ることと思っています。ほかにもいろいろな事業で委託の事業者がありますので、そこは改めてもう一度見直して周知を図りたいと考えております。</p>
会長	<p>ほかにございませんか。</p>
委員	<p>この休日母親学級の主催者は杉並区ですか。</p>
子ども家庭支援担当課長	<p>杉並区は、事業者と委託契約をしていますので、区が事業を行っているという形になります。</p>

委員	受託されている事業者が様々なメール等で連絡をする際に、主催者である区の担当者宛にカーボンコピー等でのメール配信はされていないのでしょうか。
子ども家庭支援担当課長	申込みの情報に関しては、直接区とやり取りはしておりません。
委員	謝罪等を行ったのは、杉並区の方が行ったと理解してよろしいでしょうか。
子ども家庭支援担当課長	区と事業者の両方で行いました。
委員	そうすると、最終的な責任の所在は杉並区ということでしょうか。
子ども家庭支援担当課長	最終的な責任者は区ということです。
委員	結構です。ありがとうございます。
委員	発生した事例について、概要のところでもう少し御説明いただきたいのです。6名に対してメールを送ったら、誤って1名の情報が全員に送られてしまったというのは、どういう手順でそうなったのかを教えてくださいませんか。
子ども家庭支援担当課長	区民の方からメールで休日母親学級の申込みをしていただく際、メール本文に氏名や住所等を記載していただいています。メールを返信するとき、送信メールの本文が、返信文に引用される設定になっていますので、普段は引用部分を削除して、「メール受付を完了しました。」というように入力して返信していますが、今回は、引用部分を消さないまま処理を進めてしまいました。6名の方に同じ内容の文書を、互いのメールアドレスが分からないようにブラインドカーボンコピー、いわゆる「BCC」で送りしたのですが、申込者のうち最初に返信処理をしていた方の個人情報も、他の5名の方にも送られてしまいました。
委員	まず手順自体が間違っていたのですよね。今回は、他の方から連絡があったから判明しましたけれども、もしかしたら同じような手順で、以前にも同様の事例が発生していた可能性もあったということですよ。
子ども家庭支援担当課長	メールを返信する前に内容等の確認を行っていれば、引用文が付いていることに気付いたはずですよ。また、複数の方に返信しましたので、正しく確認をしていれば、途中で間違いに気付くと思うのです。今回は、メール返信前の確認がきちんとされていなかったことに加え、メール返信後の確認もしていなかったということで、事故が発生しました。やるべきことが、きちんと徹底されていなかったというのが、今回の原因です。
委員	この質問をしたのは、メールの送信履歴の確認をされたのかなと思ったからです。今まで受付完了しましたというように送った送信履歴は、基本的には消さないと思うのです。それらを全部確認して同様の事例はなかったかどうかというところまで、きちんとチェックされたのかを確認したいのです。いかがでしょうか。
子ども家庭支援担当課長	メールを送信した後、複数の目というか、違う目できちんと、間違っていないというか、ほかの方に送ったということがないように確認していると考えております。

委員	<p>思うだけ、考えているだけでは駄目なのですよ。実際に、こういう事故が発生し、謝罪や削除のお願いをするような状況にあつて、同じような事例が今までに発生していなかったのかどうかという確認をしなかったのでしょうか。送信メールは通常、パソコンに残っていますよね。それらをきちんと見て、「今までに同じ事例はありません。残っている情報の中で今回が初めてでした」ということなのかを教えてくださいと思います。</p>
子ども家庭支援担当課長	<p>失礼いたしました。このような事故がありましたので、事業者が確認したところ、今回と同様な間違いはございませんでした。</p>
会長	<p>区全体の運営として、事務局から補足はありますか</p>
情報政策課長	<p>事務局から追加で御説明申し上げます。こういった事例については危機管理メールと申しまして、再発防止のため区内全所管に周知しております。また、これについてはパブリシティということでマスコミにも情報提供を行っております。今後は、他の所管でも十分注意をして、同じような事故がないようにしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>これで最後にしたいのですけれども、2点の要望というか、意見があります。受付完了の返信メールであれば、自動的に「受付は完了されました。後日詳細を送ります」といった単純な返信をさせるぐらいの機能は作れると思いますし、あると思うのです。そういうものでこういう事例が発生しないように対応する方法も、検討していただきたいと思います。あと、「個人情報保護の徹底を図るために研修を実施することを指示しました」とありますが、その実施がきちんとされたのかどうかということろまで、区のほうで把握していただければと思います。</p>
会長	<p>ほかに質問、御意見はありますか。ないようですね。それでは、本件については委員から意見が出ましたけれども、これらは議事録を確認して、実施に当たっては注意をしていただくということで、本御報告については了承いたします。本日の議題は以上で終わりですが、事務局から何かありますか。</p>
情報政策課長	<p>ただいまから、前回の審議会会議録の確定版を、お配りいたします。修正箇所がございませんでしたので、発言された委員のお名前が消されたものが確定版となっております。</p> <p>次に、次回の審議会の日程をお知らせいたします。次回の審議会は平成 28 年 7 月 25 日の月曜日、午後 2 時から、場所は中棟 6 階の第 4 会議室を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、もう 1 点ございます。本日は区民の委員の皆様から、個人番号提供書を御提出いただきます。区民委員の方々には、誠に申し訳ございませんが、審議会の終了後は、この場にお残りいただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、これもちまして本日の審議会を終了いたします。御協力ありがとうございました。</p>